

栄養士総合補償制度のご案内

中途加入
対応版

(総合賠償責任保険・傷害総合保険「安心BOX」)

栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）は自動継続ではありません。平成25年度にご加入されていた方も、あらためてご加入手続きをしていただく必要がありますので、ご注意ください。

栄養士賠償責任保険*の上乗せ補償制度「栄養士総合補償制度」で大きな安心を！

*会員の皆様は、日本栄養士会の団体栄養士賠償責任保険に加入しています。（全員自動加入）

これで安心!!



栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）は管理栄養士・栄養士の皆様を取り巻くさまざまなリスクを包括的にカバーする総合補償制度です！

- 栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）にご加入いただける方は、公益社団法人日本栄養士会の会員様に限ります。
- 栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）は毎月1日付でご加入いただけます。
- ご加入方法の詳細、栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）のパンフレットをご希望の場合は、取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。

<ご契約期間（保険期間）>

平成26年4月1日午後4時から平成27年4月1日午後4時まで1年間

<お問合せ先>

引受保険会社

日本興亜損害保険株式会社 医療・福祉開発部 第三課
〒100-8965
東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL. 03-3593-5110 FAX. 03-3593-5369
〔受付時間〕平日の9:00~17:00
(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社エヌシーアイ

〒154-0017
東京都世田谷区世田谷3-3-3グランドステータス世田谷2階
TEL. 03-3426-7757 FAX. 03-3426-9779
〔受付時間〕平日の9:00~18:00
(土日、祝日、年末年始を除きます。)

団体保険契約者：公益社団法人日本栄養士会

・栄養士総合補償制度とは公益社団法人日本栄養士会が引受保険会社である日本興亜損保と連携して運営する総合賠償責任保険、傷害総合保険「安心BOX」です。
・本ページは総合賠償責任保険、傷害総合保険「安心BOX」の概要が記載されております。詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

会員の皆様は

「**栄養士賠償責任保険**」に加入しています。(全員自動加入)

栄養士賠償責任保険で補償される事故内容

会員の皆様が**管理栄養士・栄養士として製造、販売、提供した飲食物や献立、栄養管理計画書などが原因**となり発生した賠償事故【総合賠償責任保険 製造物・完成(引渡)作業リスク】

<事故の例>

- ◇提供した飲食物が原因で食中毒が発生してしまった。
- ◇栄養管理が必要な患者が、栄養管理計画書の誤りにより亡くなりました。
- ◇給食管理上のミスにより生徒に身体障害が発生した。

【補償金額(保険金額)】

対人対物事故共通 期間中 **1億円**
自己負担額：0円

製造、販売、提供した飲食物や献立、栄養管理計画書など以外が原因の事故は？

「人」に発生した事故の場合、1億円を超える賠償金額となるケースもあるのではと心配な人は・・・

栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)にご加入されると・・・



栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)にご加入されると・・・

栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)は栄養士賠償責任保険では補償対象外となる次のリスクもカバーします!!

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク

会員の皆様が**管理栄養士・栄養士として行う業務(栄養指導など)や、所有、使用、または管理する施設が原因**で発生した賠償事故

【総合賠償責任保険 施設・業務遂行リスク】

※会員の皆様が**管理栄養士・栄養士として製造、販売、提供した飲食物や献立、栄養管理計画書などが原因**となり発生した賠償事故(総合賠償責任保険 製造物・完成(引渡)作業リスク)は**栄養士賠償責任保険**でも補償しております。

- <事故の例>
- ・地域活動中に参加者をケガさせてしまった。
 - ・業務で調理中に包丁で同僚をケガさせてしまった。

日常生活における賠償リスク

会員の皆様が、**24時間・365日、日常生活が原因**で発生した賠償事故。(スタンダードプラン・ワイドプランのみ)

【傷害総合保険「安心BOX」日常生活賠償責任補償特約】

- <事故の例>
- ・自転車で人にぶつかり、ケガをさせてしまった。
 - ・ボランティアで老人の介護補助をしていた際、誤って転ばせてしまった。

管理栄養士・栄養士自身の傷害リスク

会員の皆様が**24時間・365日、偶然な事故によりケガ**をしてしまった場合の補償。(スタンダードプラン・ワイドプランのみ)

【天災危険補償特約付 傷害総合保険「安心BOX」】

- <事故の例>
- ・訪問栄養指導に向かう際、交通事故に遭い後遺障害が生じた。
 - ・地震で本棚の本が頭上に落下してケガをし入院した。
 - ・調理中にやけどをして通院した。(ワイドプランのみ)

栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)に加入すると、製造物・完成(引渡)作業リスクのご契約金額(保険金額)が

1億円から3億円にUP

しますので、さらに大きな安心が得られます!!

※お支払いする保険金が1億円以内の場合、**栄養士賠償責任保険(全員自動加入)**で補償します。

地震・噴火・津波によるケガも対象となります!

補償される金額は次のページを見てね!



◆ご契約金額（保険金額）◆

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク

ご加入プラン	総合賠償責任保険 製造物・完成(引渡)作業リスク	総合賠償責任保険 施設・業務遂行リスク
全プラン共通	<p style="text-align: center;">対人対物事故共通 期間中</p> <p style="text-align: center;">3億円</p> <p><small>*お支払いする保険金が1億円以内の場合、栄養士賠償責任保険（全員自動加入）で補償します。お支払いする損害賠償金などが1億円を超過した場合に限り、保険金をお支払いします。</small></p>	<p style="text-align: center;">対人対物事故共通 期間中</p> <p style="text-align: center;">3億円</p> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><人格権侵害・宣伝障害> プライバシーの侵害などに起因する慰謝料など に対して保険金をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ご契約金額（保険金額）</p> <p>対人対物事故共通 1事故 3億円</p> </div>

日常生活における賠償リスク

ご加入プラン	傷害総合保険「安心BOX」 日常生活賠償責任補償特約
エコノミープラン	補償されません。
スタンダードプラン	1事故 2,500万円*
ワイドプラン	1事故 1億円*

*傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、この保険と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください

管理栄養士・栄養士自身の傷害リスク

ご加入プラン	天災危険補償特約付 傷害総合保険「安心BOX」	
エコノミープラン	補償されません。	
スタンダードプラン	死亡・後遺障害	100.3万円
	入院保険金日額	1,000円
	手術保険金	P3「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。
	通院保険金日額	—
ワイドプラン	死亡・後遺障害	106.0万円
	入院保険金日額	1,500円
	手術保険金	P3「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。
	通院保険金日額	750円

お支払いする保険金の種類と内容

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク

[全プラン共通(総合賠償責任保険 製造物・完成(引渡)作業リスク、施設業務遂行リスク)]

保険金の種類	お支払いする保険金の内容								
①損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った損害賠償金です。損害賠償金のお支払いにより代位取得するものがある場合はその価額を控除します。 対人事故…身体に障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費、慰謝料 対物事故…損壊した財物の修理費用、修理不能の場合の交換価額など								
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち日本興亜損保が必要または有益であったと認められた費用です。								
③権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。								
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。								
⑤協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。								
⑥初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。								
⑦争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。								
⑧第三者医療費用	業務遂行による事故、所有または賃借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故、または製品または完成もしくは引き渡した作業が原因の事故により第三者(記名被保険者およびその下請人ならびにこれらの者の役員および従業員を除きます。)に身体の障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被害者1名について50万円を限度、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は①損害賠償金に充当されます。								
⑨対人見舞費用・対物臨時費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用です。下記の表の額を限度とします。なお、これらの費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被害者1名(法人の場合は1法人)限度額</th> <th>ご契約期間(保険期間)中限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対人見舞費用</td> <td>死亡の場合10万円 死亡以外の場合2万円</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>対物臨時費用</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>			被害者1名(法人の場合は1法人)限度額	ご契約期間(保険期間)中限度額	対人見舞費用	死亡の場合10万円 死亡以外の場合2万円	1,000万円	対物臨時費用	2万円
	被害者1名(法人の場合は1法人)限度額	ご契約期間(保険期間)中限度額							
対人見舞費用	死亡の場合10万円 死亡以外の場合2万円	1,000万円							
対物臨時費用	2万円								
【ご注意】人格権侵害・宣伝障害に関する事項では、お支払いの対象となりません									

※②から⑦、および⑨の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※①②③の合計でご契約金額が限度となります。

※P6の「5. 保険金のお支払いについて」をご覧ください。

日常生活における賠償リスク・管理栄養士・栄養士自身の傷害リスク

[スタンダードプラン・ワイドプラン(日常生活賠償責任補償特約付 傷害総合保険安心BOX)]

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
賠償責任の補償	日常生活賠償責任保険金 日常生活の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。)
ケガの補償	①死亡保険金 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。
	②後遺障害保険金 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%~100%*1をお支払いします。 *1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。
	③入院保険金 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
	④手術保険金 偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 (1) 対象となる手術 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(一部の軽微な手術を除きます。)など (2) お支払いする手術保険金の額 ①入院中に受けられた手術の場合:手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) ②外来で受けられた手術の場合:手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) お支払いの対象となる手術のさらに詳しい内容を日本興亜損保ホームページ(http://www.nipponkoa.co.jp)に掲載しておりますので、ご覧ください。
	⑤通院保険金(ワイドプランのみ) 偶然な事故によってケガをされ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 〔薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院〕 【ご注意】通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

※①から⑤までの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。

※①死亡保険金は法定相続人に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それら影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

※ご加入の際には、死亡・後遺障害、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額(保険金額)を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク

[全プラン共通(総合賠償責任保険 製造物・完成(引渡)作業リスク、施設業務遂行リスク)]

＜施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク 共通＞

- ①ご契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- ③放射線照射または放射能汚染
- ④環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- ⑥医師、看護師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）による事故
- ⑦記名被保険者の業務上の事故により記名被保険者の役員、従業員などが被った身体の障害*1に対して負担する損害賠償責任
- ⑧記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊*2に対して負担する損害賠償責任
- ⑨約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ⑩被保険者がその父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任

＜施設・業務遂行リスク 固有＞

- ①航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ②基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物の損壊
- ③塵埃または騒音に起因する事故

*1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。

*2 有体物の滅失、損傷または汚損です。またこれらに起因するその有体物が使用できないことによる被害（以下「使用不能被害」といいます。）を含みます。

＜製造物・完成(引渡)作業リスク 固有＞

- ①故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故
- ②回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任
- ③製造物（商品）などが成分、原材料または部品などとして使用されている財物に発生した財物の損壊

＜第三者医療費用＞

- ①＜共通＞の①から⑥までの事由
- ②医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④＜施設・業務遂行リスク 固有＞の①③の事由および⑤＜製造物・完成作業リスク 固有＞の①の事由

＜人格権侵害・宣伝障害 共通＞

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ②採用、雇用または解雇に関して行われた行為

＜宣伝障害 固有＞

- ①契約違反
- ②宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しないこと。（宣伝障害についてのみ適用）
- ③商品、製品またはサービスの価格表示の誤り

日常生活における賠償リスク・管理栄養士・栄養士自身の傷害リスク

[スタンダードプラン・ワイドプラン(日常生活賠償責任補償特約付 傷害総合保険安心BOX)]

賠償責任の補償	●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任 ●自動車（ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いしません。）、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故
ケガの補償	●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技（競技場における競技に準じる行為を含みます。）、競争、興行、試運転をしている間のケガ ●危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど）を行っている間のケガ

日本興亜サポートダイヤルのご案内

日本興亜サポートダイヤルは、栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）のスタンダードプラン・ワイドプランにご加入いただいた方であればどなたでもご利用いただける無料電話相談サービスです。電話番号はご加入後にお届けする加入者証に記載しています。サービス内容は次のとおりです。

健康・医療相談

医師または看護師が健康づくりや気になる身体の症状のご相談、疾患についてのご質問、受診時のアドバイスなどに電話でお応えします。

健康管理相談

医師または看護師が次のご相談に電話でお応えします。
①栄養・食生活からの健康管理相談
②薬に関するご相談（専門的な内容にはお応えできないことがあります。）

専門医相談

各種専門分野の提携医師による電話相談を看護師がお取次ぎします。（予約制となります。）

健康・医療に関する相談サービス (24時間・年中無休)

健康チェックサポート

人間ドックのご紹介

全国の間ドック実施機関のご紹介・ご予約を承ります。一部医療機関では、優待割引の制度もあります。（ご紹介後の費用はおお客様のご負担となります。）

郵便健診のご紹介

専門スタッフが郵便健診（郵送により健診を受けることができるサービスです。）のご紹介を承ります。（ご紹介後の費用はおお客様のご負担となります。）

健診結果相談

医師または看護師が法定健診や人間ドック、郵便健診などの健診結果に関するご相談に電話でお応えします。

医療機関情報提供

看護師が電話で次の情報をご提供します。
①緊急時の医療機関情報（夜間休日の救急医療機関、出張先・旅先での最寄りの医療機関情報）
②地域の専門医療機関情報
③女性医師情報
④高度医療機器による検査・診察を受けることができる医療機関の情報
⑤転院・患者移送を行う事業者の利用相談および手配のために必要な情報

メンタルヘルスに関するサービス

メンタルヘルス相談

メンタルに関するさまざまなご相談に対して臨床心理士などによる個別の電話カウンセリングをご提供します。
※ご利用は平日の9：30～19：00または土曜日の11：00～18：00となります。（日曜日、祝日、12/29～1/4を除きます。）

メンタルITサポート

専用ホームページ*にてストレスチェックを受けることができます。
*ホームページアドレスはご加入後にお届けする加入者証に記載しています。

育児・介護に関する相談サービス (24時間・年中無休)

育児相談

医師または看護師がお子様の健康に関する悩みやご相談に電話でお応えします。

介護相談

医師または看護師が認知症や介護についての悩みやご相談に電話でお応えします。また、地域の介護施設や福祉サービスの情報を提供します。

法律・税務相談、公的給付相談サービス (24時間・年中無休)

法律・税務相談

提携弁護士による法律に関する電話相談、提携税理士による税金に関する電話相談をお取次ぎします。（予約制となります。）
※提携弁護士・提携税理士は正式な委任をお受けすることはできません。

公的給付相談

公的給付に関する提携社会保険労務士による電話相談をお取次ぎします。（予約制となります。）

※上記のサービスは、損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施を委託しています。

※地震・噴火などの災害時には、本サービスをご利用いただけません。

※記載のサービスは平成26年2月現在のものです。サービス内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください

ご加入日と保険料一覧表

ご加入手続き完了日*¹によってご加入日(保険始期*²)および保険料が異なりますので、ご注意ください。

*¹ 所定の払込取扱票にて保険料のお払込が完了した日をいいます。

*² 保険終期は平成27年4月1日午後4時となります。

(職種区分：A職*)

ご加入手続き完了日 (保険料払込日)	ご加入プラン			
	ご加入日 (保険始期)	エコノミー プラン	スタンダード プラン	ワイド プラン
平成26年3月14日(金)まで	平成26年4月1日	1,200円	4,200円	7,200円
平成26年3月15日(土)から 平成26年4月15日(火)まで	平成26年5月1日	1,100円	3,850円	6,600円
平成26年4月16日(水)から 平成26年5月15日(木)まで	平成26年6月1日	1,010円	3,520円	6,020円
平成26年5月16日(金)から 平成26年6月13日(金)まで	平成26年7月1日	900円	3,160円	5,400円
平成26年6月14日(土)から 平成26年7月15日(火)まで	平成26年8月1日	800円	2,800円	4,790円
平成26年7月16日(水)から 平成26年8月15日(金)まで	平成26年9月1日	700円	2,450円	4,210円
平成26年8月16日(土)から 平成26年9月12日(金)まで	平成26年10月1日	610円	2,120円	3,620円
平成26年9月13日(土)から 平成26年10月15日(水)まで	平成26年11月1日	500円	1,750円	2,990円
平成26年10月16日(木)から 平成26年11月14日(金)まで	平成26年12月1日	400円	1,400円	2,410円
平成26年11月15日(土)から 平成26年12月15日(月)まで	平成27年1月1日	300円	1,050円	1,800円
平成26年12月16日(火)から 平成27年1月15日(木)まで	平成27年2月1日	210円	710円	1,210円
平成27年1月16日(金)から 平成27年2月13日(金)まで	平成27年3月1日	110円	360円	610円

* スタンダードプラン・ワイドプランに含まれる傷害総合保険「安心BOX」の保険料は職種区分A職(管理栄養士、栄養士、料理人、飲食店従業員、給仕従事者、専業主婦、学生、無職の方など)の場合の保険料です。その他職種の方は保険料が異なる場合がありますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ スタンダードプラン・ワイドプランに含まれる傷害総合保険「安心BOX」の保険料は、前年のご加入者数により決定した団体割引5%を適用した保険料となっております。

ご加入手続きについて

1. 取扱代理店または日本興亜損保までパンフレットをご請求ください。
2. パンフレットに「加入依頼票 兼 払込取扱票(切り離し可)」が収録されております。
3. 「加入依頼票 兼 払込取扱票」に必要事項をご記入の上、お近くの郵便局で上記「ご加入日と保険料一覧表」に記載の保険料をお払い込みください。(振込手数料はお客様負担となります。)
4. ご加入日の翌月中旬頃に加入者証を送付いたします。